



平成31年4月5日
住宅局建築指導課

一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会※（3月28日開催）の同意を得て、別紙のとおり業務停止処分（3月28日付け）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第28条に基づき設置されております。

一級建築士の懲戒処分について

1 ^{おおにし} ^{りゅういち} 大西 隆一 (登録番号 第278209号)

① 処分の内容

平成31年9月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

神奈川県内の建築物（1物件）について、一級建築士事務所アトリエ 創（神奈川県知事登録第16889号）の業務に関し、代理者及び工事監理者として、虚偽の確認済証を作成し、その写しを工事施工者に渡した。また、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

2 ^{たなか} ^{ひでとし} 田中 秀利 (登録番号 第252755号)

① 処分の内容

平成31年9月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物（1物件）について、株式会社ROMAN一級建築士事務所（東京都知事登録第58800号）の業務に関し、代理者及び工事監理者として、虚偽の確認済証を作成し、その写しを建築主に渡した。また、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

3 ^{ちよう} ^{うしろう} ^{ながはら} ^{よしのぶ} 張 又鍾 (長原 平修) (登録番号 第188319号)

① 処分の内容

平成31年9月1日から業務停止1月

② 処分の原因となった事実

大阪府内の建築物（2物件）について、大耕建設株式会社の業務に関し、一級建築士たる工事施工者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第8項の規定に違反し、同法第6条第1項又は第6条の2第1項による確認済証の交付を受けずに建築工事を行った。また、同建築物について、大耕建設株式会社一級建築士事務所（大阪府知事登録（ハ）第22955号）の業務に関し、一級建築士たる工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

以上